

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を14万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

私は、A社に勤務していたが、同社が平成16年8月11日に支給した賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額が記録されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する平成16年夏期賞与分給料台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、標準賞与額(14万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月31日から47年1月1日まで

私は、昭和46年5月から53年7月までA社に継続して勤務したが、46年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、47年1月1日に被保険者資格を再度取得したことになっている。このときは、同社B営業所から同社C営業所へ転勤した時期であり、退職してはいないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年1月1日に同社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所に係る昭和46年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料を保管していないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを46年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から平成 18 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から平成 18 年 1 月まで

私が A 社を退職した後、時期は覚えていないが、妻が、国民年金の加入
手続を行い、集金等で国民年金保険料を納付した。

また、私は、平成 4 年頃、B 町役場に国民年金のことについて相談に行
き、その 10 年後ぐらいにも再び同町役場に相談に行ったことを記憶してい
る。

妻には申立期間に係る国民年金の納付記録及び申請免除記録が確認でき
るが、私には国民年金の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社を退職した後、時期は覚えていないが、妻が、国民年金
の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、
国民年金受付処理簿及び国民年金手帳記号番号払出簿による確認、並びにオ
ンラインによる氏名検索を行っても、申立人に対し国民年金手帳記号番号又
は基礎年金番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は国
民年金の未加入期間であり、制度上、保険料の納付又は免除申請はできない。

また、申立人に申立期間より前に払い出された厚生年金保険被保険者記号
番号が基礎年金番号として付番されたのは申立期間後の平成 20 年 4 月 10 日
であることから、申立人は、少なくとも基礎年金番号制度が導入された 9 年
1 月から 20 年 4 月 10 日までは公的年金制度には加入していなかったものと
推認される。

さらに、申立期間は 32 年 5 か月と長期にわたっており、申立期間全てにお
いて町及び社会保険事務所（当時）が申立人の国民年金の加入及び納付記録

を誤ることは考え難い上、申立期間の保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 44 年 3 月まで

私が昭和 42 年に夫と婚姻した後に、義母が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、私を含めた家族 5 人の国民年金保険料も義母が A 市 B 地区の自治会の集金で納付していた。

申立期間について、夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料は未納とされており、納得できない。申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 44 年 7 月 9 日に社会保険事務所（当時）から A 市へ一括交付された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は同日以降に行われたと推認できることから、当該手帳記号番号が交付された時点では、申立期間は過年度保険料となるどころ、A 市は「当市では、過年度保険料の収納は取り扱っていなかった。」と回答している。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする義母は既に亡くなっているため、申立期間の保険料に係る納付状況を確認することができない。

このほか、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 15 日から同年 8 月 21 日まで

私は、昭和 19 年 12 月 1 日から 25 年 1 月 21 日まで A 社に継続して勤務し、途中で退職したことはなく、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

また、私は、昭和 57 年に社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者期間を照会しているが、社会保険事務所からの同年 3 月 10 日付け回答書によれば、A 社に係る被保険者期間は、19 年 12 月 1 日から 24 年 4 月 15 日までの 52 か月及び 24 年 5 月 21 日から 25 年 1 月 21 日までの 8 か月となっており、申立期間のうち 24 年 5 月 21 日から同年 8 月 21 日までは被保険者期間とされていることから、少なくとも当該期間については記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 24 年 4 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者は、「私は、申立事業所に昭和 23 年から 26 年まで約 3 年間勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は途中が欠落している。私は、申立人を知っているが、申立人と一緒に 24 年頃に退職した覚えは無い。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間についても申立事業所に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の被保険者名簿において昭和 24 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに被保険者資格を取得又は喪失していることが確認できる 59 人（申立人を除く。）のうち、連絡先が判明した 12 人に照会し、9 人から回

答があったところ、複数の者が「記憶している勤務期間と申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間が一致していない。」と回答している上、当該59人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）又はオンライン記録により、5人に申立人と同様の被保険者期間の欠落が見られることから判断すると、申立期間当時、事業主は、従業員について必ずしも全ての勤務期間を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者期間の照会に係る社会保険事務所からの昭和57年3月10日付け回答書によると、申立期間のうち24年5月21日から同年8月21日までは被保険者期間とされていることが確認できるものの、i) B年金事務所は、当該回答書について「厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている申立人の被保険者資格取得日が不鮮明のため、『24.8.21』を『24.5.21』と見間違えて記載した可能性が高い。」と回答していること、ii) 前述の被保険者名簿を見ると、申立人は24年4月15日に被保険者資格を喪失した後、同年8月21日に別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号及び健康保険整理番号で被保険者資格を再度取得しているのが確認できること、iii) 当該台帳記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票においても、申立人の被保険者資格の取得日は同年8月21日と記載され、オンライン記録と一致しているのが確認できることから判断すると、当該期間について、事業主が申立てどおりの届出をしていたとは認め難い。

さらに、申立事業所は、「昭和46年4月以降の書類しか保存されていないので、申立人に係る届出及び保険料の控除については不明である。」と回答しており、前述の同僚9人からも、申立期間に係る保険料の控除に関する供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、事業主から保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 3 月 31 日まで、A 学校に臨時的任用助教諭として勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 51 年 5 月 1 日となっている。

申立期間に係る給与からも厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している B 県教育委員会が交付した人事異動通知書から、申立人が申立期間において、A 学校に臨時的任用助教諭として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できないところ、申立人が所持している昭和 51 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算した昭和 51 年 5 月から同年 11 月（控除はいずれも翌月）までの厚生年金保険料及び健康保険料の合計額と一致していることから、同年 4 月の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが推認できる。

また、申立期間当時に A 学校を管轄していた B 県 C 教育事務所（現在は、B 県教育庁）は、既に廃止されている上、B 県教育庁は、「当時の臨時的任用教員の厚生年金保険への加入の取扱いは、各教育事務所により異なっており、当時の資料が無いことから、各教育事務所の取扱いは不明である。」と回答している。

さらに、B 県 C 教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者はいない上、

申立人の被保険者資格の取得日は昭和 51 年 5 月 1 日で、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。